

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

証 拠 申 出 書

令 和 8 年 6 月 4 日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人	飯	田	隼	矢
同	倉	員	拓	巳
同	鶴	見	信	介
同	瀬	川	隼	人
同	高	橋	裕	也
同	東	本	久	恵
同	西	根	悠	記
同	田	中	秀	室

次の者らを尋問されたく申し出いたします。

なお、略語については、被告の従前の例によります。

1 証人の表示

(1) 〒102-0083

東京都千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁警備部警護課内

証人 山田 勝徳 (呼出・尋問予定時間25分)

(3) 〒169-0051

東京都新宿区西早稲田三丁目30番13号 警視庁戸塚警察署内

証人 桑代 勝成 (呼出・尋問予定時間25分)

2 立証の趣旨

(1) 証人山田勝徳（山田巡査部長）について

証人は、本件交通違反を現認し、本件バイクの運転者である原告シェルトンに停止を求めるなどした警察官である。

同人の証言により、原告シェルトンに対する取扱いの状況等を明らかにし、山田巡査部長らの原告シェルトンに対する取扱いについて、国賠法上の違法がないことを立証する。

(2) 証人桑代勝成（桑代巡査長）について

証人は、原告マシューに対して職務質問をした警察官である。

同人の証言により、原告マシューに対する職務質問の状況等を明らかにし、桑代巡査長の原告マシューに対する職務質問について、国賠法上の違法がないことを立証する。

3 尋問事項

別紙のとおり

別紙

尋 問 事 項

証 人 山 田 勝 徳

- 1 令和3年4月13日当時の証人の勤務先及び職務内容等について
- 2 原告シェルトンがした進路変更禁止違反の現認状況及びその後の取扱い状況等について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人 桑 代 勝 成

- 1 令和3年10月12日当時の証人の勤務先及び職務内容等について
- 2 原告マシューに対する職務質問の状況等について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上